

都市公園の移動等円滑化整備 ガイドラインの概要

- 都市公園は、都市住民のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設。
- 園路・広場、駐車場、建物、樹林地、歴史的建造物等、多種多様な施設から構成され、子供からお年寄りまで幅広い年齢層に利用されていることが特徴。
- 都市公園には、小規模な公園（街区公園等）から広大な国営公園、特殊公園（風致公園、歴史公園等）、都市緑地・緩衝緑地等が含まれ、公園の規模、地形の状況、自然環境等は公園によって様々。

【都市公園等の種類】

種類	種別
住区基幹公園 (身近な公園)	街区公園
	近隣公園
	地区公園
	特定地区公園
都市基幹公園	総合公園
	運動公園
大規模公園	広域公園
	レクリエーション都市
緩衝緑地等	特殊公園
	緩衝緑地
	都市緑地
	都市林
	広場公園
	緑道
国営公園	



子どもの遊び場など身近なレクリエーションの場になっている小規模な公園



広域化・多様化するレクリエーション需要に対応している広大な国営公園



四季の自然を感じ、適度なハイキングが楽しめる場として親しまれている公園



スポーツに親しむ機会を提供している公園



貴重な文化財が多数存在する国指定史跡であり、桜の名所として有名な公園



地域住民等の協力により市内最大規模のスズランの群生地を保全している公園



施工後

公園整備に伴う緑化により「郷土の森」を再生した緑地

現在

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)

1. 国が定める基本方針
 - 移動等円滑化の意義及び目標、施設設置管理者が講ずべき措置 等
2. 国、地方公共団体、**施設設置管理者**、国民の責務
3. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進
 - 特定公園施設の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
 - 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
 - 各施設設置管理者に対し、情報提供、優先席・車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務
4. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進
5. 当事者による評価

バリアフリー法施行令

- 特定公園施設
… 園路及び広場、駐車場、便所 等

バリアフリー法施行規則

- 特定公園施設の例外規定
… ①保存・保全が必要な文化財や史跡・名勝等が存在、②山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している地形、③自然環境や動植物の生息地を保全することが必要な場所は、移動等円滑化が困難なものとして、特定公園施設から除外

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令

- 都市公園移動等円滑化基準

移動等円滑化の促進に関する基本方針【告示】

- 移動等円滑化の目標
… 都市公園は、①園路及び広場、②便所、③駐車場の目標を設定
- 施設設置管理者が講ずべき措置
… 適切な情報の提供、高齢者障害者等用施設等の適正利用の推進 等

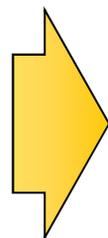
都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

… バリアフリー法及び同法に基づく政省令の施行を受け、公園管理者等が公園施設の整備を行う際のより具体的な指針として策定

- バリアフリー法の政省令により、バリアフリー化を義務付ける公園施設(=特定公園施設)、特定公園施設のバリアフリー化基準(=都市公園移動等円滑化基準)等が定められた。

特定公園施設

- ① 都市公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場
- ② 屋根付広場
- ③ 休憩所
- ④ 野外劇場
- ⑤ 野外音楽堂
- ⑥ 駐車場
- ⑦ 便所
- ⑧ 水飲場
- ⑨ 手洗場
- ⑩ 管理事務所
- ⑪ 掲示板
- ⑫ 標識



新設時等に基準適合義務

都市公園移動等円滑化基準

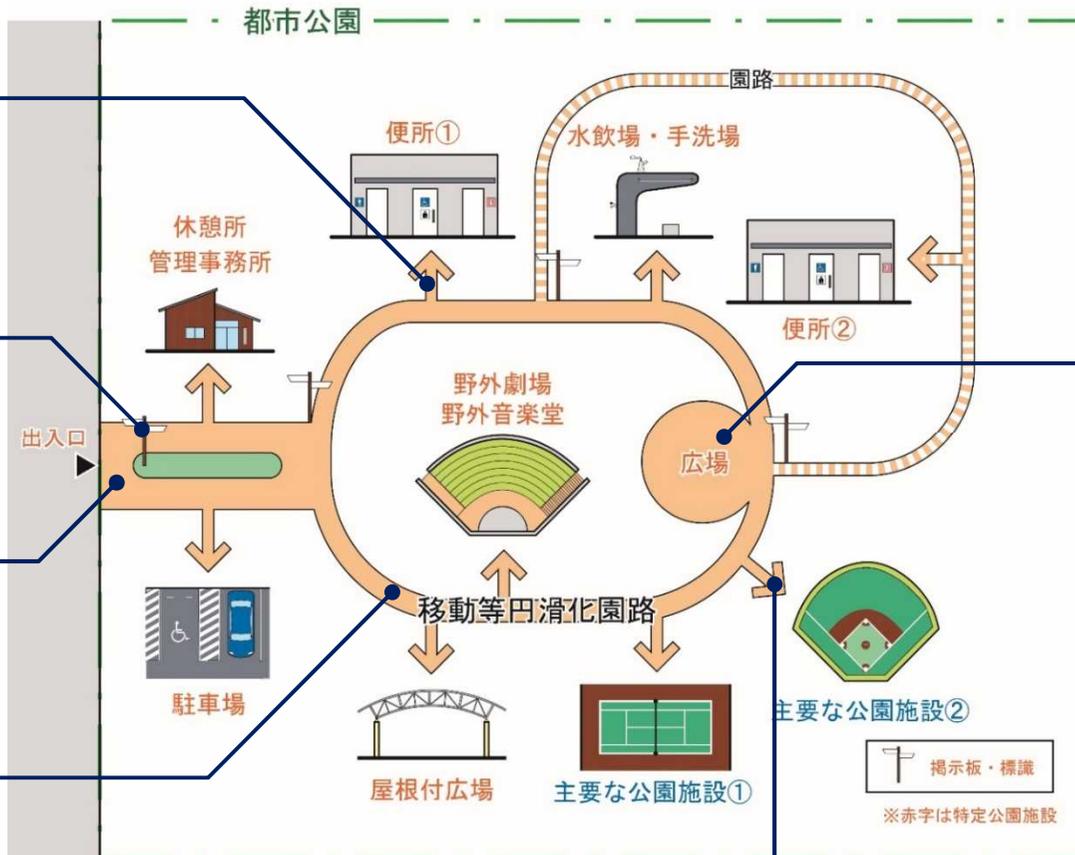
- 公園管理者等が特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準(都市公園移動等円滑化基準)に適合させなければならない。
(既存の特定公園施設は、基準適合努力義務)
- <基準の例>
- 園路
 - ✓ 出入口(有効幅120cm以上、段差なし等)
 - ✓ 通路(通路幅180cm以上、縦断こう配5%以下等)
 - ✓ 傾斜路(有効幅120cm以上、縦断こう配8%以下、手すりの設置等)等
 - 駐車場
 - ✓ 身障者用駐車施設(施設数、有効幅350cm)等
 - 便所
 - ✓ 1以上は車椅子使用者等の円滑な利用に適した構造を有すること等
- 地方公共団体においては、主務省令で定める基準を参酌して、条例で基準を定めるものとする。

バリアフリー化された特定公園施設(それぞれ1以上)に、移動等円滑化園路を接続

公園の案内板は、バリアフリー化した出入口付近に設置

出入口をバリアフリー化

【移動等円滑化園路】
出入口及び駐車場から特定公園施設及び主要な公園施設を結ぶ経路(園路及び広場)をバリアフリー化



広場が移動等円滑化園路を構成する場合は、当該広場の一部をバリアフリー化

主要な公園施設※に、移動等円滑化園路を接続

※【主要な公園施設】不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等の利用が見込まれる施設であり、当該都市公園の設置の目的を鑑みて重要と認められる施設



石張舗装の凹凸は車いすや高齢者の歩行に支障あり



トイレ周辺のアクセス路を、石張舗装からフラットな舗装に改修



車椅子使用者等が通行しやすいよう、有効幅及び水平面を確保し、通行の支障となる段差がない出入口を整備



車椅子使用者用駐車施設を確保



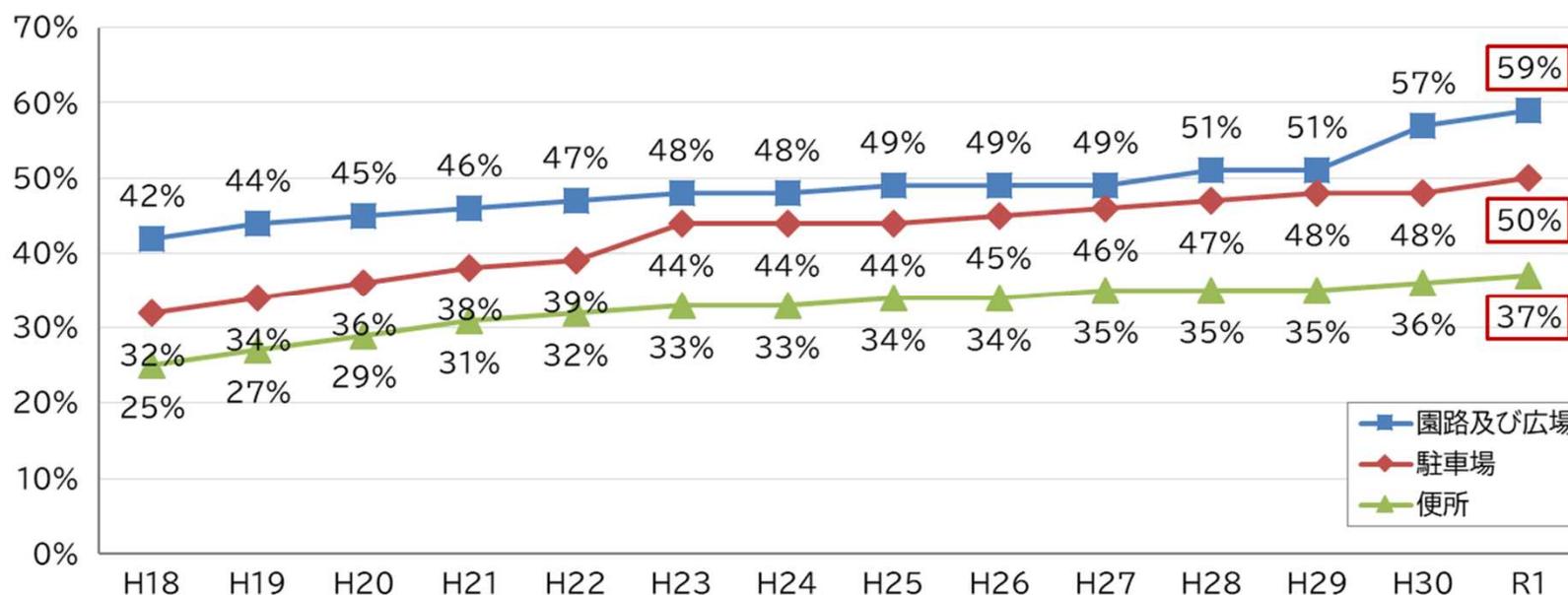
車椅子使用者等が円滑に利用できる腰掛便座及び手すり、オストメイト用設備などを備えた多機能トイレを整備。トイレの出入口付近に備えている機能・設備を表示



園路の縁取りや配色などに配慮したマップ、ピクトグラムや多言語表記によって見やすく分かりやすい表示内容、車椅子利用者も見やすい高さの標識を整備

■都市公園のバリアフリー化の進捗状況

- バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、都市公園における移動等円滑化の目標として、令和2年度末までに、園路及び広場は約60%、駐車場は約60%、便所は約45%が掲げられていたところ。その進捗状況は以下のとおり。



■都市公園のバリアフリー化の今後の目標

- 令和2年12月に「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、都市公園については、規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を対象として、以下の目標を設定

園路及び広場 : 平成30年度 約63% → 令和7年度 約70%
 駐車場 : 平成30年度 約53% → 令和7年度 約60%
 便所 : 平成30年度 約61% → 令和7年度 約70%

■「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」とは

<https://www.mlit.go.jp/common/000224238.pdf>

- バリアフリー法に基づく都市公園における移動等円滑化に係る整備の内容を示したものであり、多様な利用者のニーズに応え、すべての利用者がより円滑に利用できるよう、公園施設の整備を行う際の考え方を示したもの。
- 公園管理者等は、本ガイドラインの考え方を基本として施設整備を行うことが望ましい。また、本ガイドラインに記載のない内容であっても、移動等円滑化の推進に必要な内容については、公園管理者等は積極的に実施するよう努力することが望まれる。（ガイドライン 第1部 4. ガイドラインの位置付け より抜粋）

■ガイドラインの構成

第1部 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインについて

- | | | |
|------------------------|----------------------|------------------|
| 1. 都市公園のバリアフリー化の背景 | 3. 都市公園のバリアフリー化の推進方策 | 5. 対象施設と対象者 |
| 2. 都市公園のバリアフリー化の基本的考え方 | 4. ガイドラインの位置付け | 6. ガイドラインの活用について |

第2部 ガイドライン

第1章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律のガイドライン

- | | | |
|----------------------------|---------------|-------------|
| 1-1 バリアフリー法における都市公園に関する枠組み | 1-2 公園管理者等の責務 | 1-3 特定公園施設等 |
|----------------------------|---------------|-------------|

第2章 都市公園移動等円滑化基準に関するガイドライン

- | | | |
|----------------------|------------------|----------------------|
| 2-1 総則 | 2-3-3 休憩所・管理事務所 | 2-2-7 水飲場・手洗場 |
| 2-2 特定公園施設に関するガイドライン | 2-2-4 野外劇場・野外音楽堂 | 2-2-8 掲示板・標識 |
| 2-2-1 園路及び広場 | 2-2-5 駐車場 | 2-3 その他の施設に関するガイドライン |
| 2-2-2 屋根付広場 | 2-2-6 便所 | 2-3-1 ベンチ、野外卓 |

第3章 都市公園の情報提供・利用支援に関するガイドライン

- | | |
|----------|----------|
| 3-1 情報提供 | 3-2 利用支援 |
|----------|----------|

■2-2-1 園路及び広場、(2)出入口の基準の例

都市公園移動等円滑化基準(省令)の条文を記載 ⇒ **適合義務**がある事項

<基準の趣旨>

基準の趣旨と整備に当たっての考え方を示している

ガイドラインを理解しやすくするため具体的なイメージを示している

「出入口」に関する条文

2-2 特定公園施設に関するガイドライン

2-2-1 園路及び広場

第三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第百七十九号。以下「令」という。)第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

ロ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、九十センチメートル以上とすること。

ハ 出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ ホに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(その断場を含む。以下同じ。)を併設すること。

二 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以上とすることができる広さを設けたとすることができる。

(2) 出入口の基準(基準第3条第1項第1号)

<基準の趣旨>

移動等円滑化園路の出入口(すなわち、都市公園の出入口)は、高齢者、障害者等が通過しやすいよう、段差を設けず、十分な幅を確保する。

また、出入口は公道の動線と交差するなど危険性が高い場所であるため、水平面の確保により、車いす使用者の安全性の確保に努める。また、危険の認知が困難な高齢者、障害者等のために、表示の工夫等により安全性の確保に努めることが重要である。

<ガイドライン>

① 有効幅

《車止めを設けない場合》

○都市公園の出入口の有効幅は、車いす使用者と傾向きの人がすれ違えるよう120cm以上とする。地形の状況その他の特別の理由により、やむを得ない場合でも、車いす使用者が通過しやすいよう、90cm以上の有効幅を確保する。

《車止めを設ける場合》

○車止めを設ける場合は、車いす使用者が通過しやすいよう、1以上の車止めの間隔について、有効幅90cm以上を確保する。
○公園利用者の安全確保ため、半円形の車止めや回転しながら進入する車止めを設置する場合は、車いす使用者等の通行に支障のない構造とする。

② 水平面

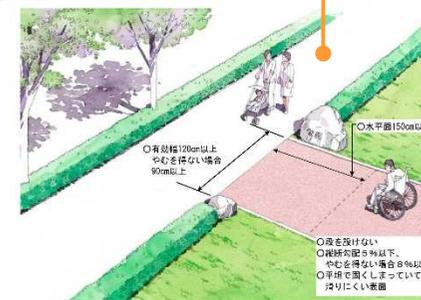
○出入口には、車いす使用者等が安全で円滑に出入りができるよう、長さ150cm以上の水平面を設置する。

○水平面の表面は、平坦で固くしまっていて滑りやすいものとする。
○横断傾斜の上蓋等は、車いすやベビーカーが通過しにくい構造とする。

により段差が生じないようにすることが望ましい。

※丘陵地など急峻な地形に立地するなど十分なすりつけの場所を確保できない、又は、景観や文化財等に重大な影響が出るなど土地の変更に制約があり、工夫してもなお、対応させることができない場合を言う。

車止めを設けない場合



車止めを設ける場合



<ガイドライン>

「○:標準的な整備内容」、「◇:望ましい整備内容」を示しており、優先順位を判断する際の一つの目安

- 個々の公園施設の整備に当たっては、各公園管理者等において、公園施設の特性、利用状況、整備財源等に応じて優先順位を判断して行うこととなる。本ガイドラインで示した考え方や根拠を充分認識した上で、移動等円滑化に配慮した整備を行うことが望まれる

【都市公園】 移動等円滑化基準・ガイドライン	バリアフリー法関係法令等
<p>2006年(H18)12月制定</p> <p>都市公園移動等円滑化基準</p> <p>2008年(H20)1月策定</p> <p>都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(策定)</p>	<p>2006年(H18)6月制定・同年12月施行</p> <p>バリアフリー法制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充 ○ 身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害者など、すべての障害者を対象 ○ 建築物、公共交通機関及び道路に加え、路外駐車場、都市公園、福祉タクシーを新たに追加
<p>2012年(H24)3月改正</p> <p>都市公園移動等円滑化基準(改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が都市公園移動等円滑化基準を条例に定めるに当たって、参酌すべき基準を定めるものとする 	<p>2011年(H23)8月制定</p> <p>第2次地方分権一括法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が設置する都市公園に係る基準は、省令で定める都市公園移動等円滑化基準を参酌して、条例で定める
<p>2012年(H24)3月策定</p> <p>都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者、障害者等の多様な特性への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準の趣旨、取組み事例、参考情報の追加 ・ 特定公園施設以外のベンチ等の施設、車椅子利用者以外の障害者等のための駐車場など、多様な利用者の円滑な公園利用のための施設整備に関するガイドラインを追加 ② 情報提供や利用支援による移動等円滑化を追加 ③ 都市公園のバリアフリー化、推進方策を追加 	<p>2018年(H30)5月制定</p> <p>H30年改正バリアフリー法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ バリアフリー情報の提供が努力義務化 <p>2020年(R2)5月制定</p> <p>R2年改正バリアフリー法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務化

■前回ガイドライン改訂後の動向

- 前回ガイドライン改訂から9年が経過し、その間に、障害者差別解消法の施行、観光立国推進による訪日外国人旅行者の増加、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定、高齢化の一層の進行など、社会情勢は大きく変化。
- こうした状況の中で、旅客施設や公共施設等におけるバリアフリー化が推進されたが、「多機能トイレ」への利用集中、車椅子の大型化、男性の育児参画拡大、性的マイノリティへの配慮、当事者参加の推進等、バリアフリーを取り巻く環境の変化により、更なる取組の深化が求められているところ。
- これらを踏まえて、バリアフリー法について、平成30年度・令和2年度の2回の改正なされているところ。
- 国土交通省においては、令和2年度に「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究」を行い、高齢者障害者等用便房について、「多機能トイレ」「多目的トイレ」等の名称ではなく、設置された設備や機能が必要な人が対象であることが伝わる情報提供、表記等とすることが必要と示している。
- 都市公園においても、上記への対応が求められていることに加え、車椅子利用者の出入口の円滑な通行等、公園特有の課題が顕在化してきたところであり、ガイドラインの見直しが必要。



■ガイドライン改訂に向けた主な検討課題

- 改正バリアフリー法への対応
- 当事者参加の推進への対応
- 「多機能トイレ」の利用集中、多様な利用者特性への対応
- 車止めにより車椅子使用者等が通行できない出入口の改善